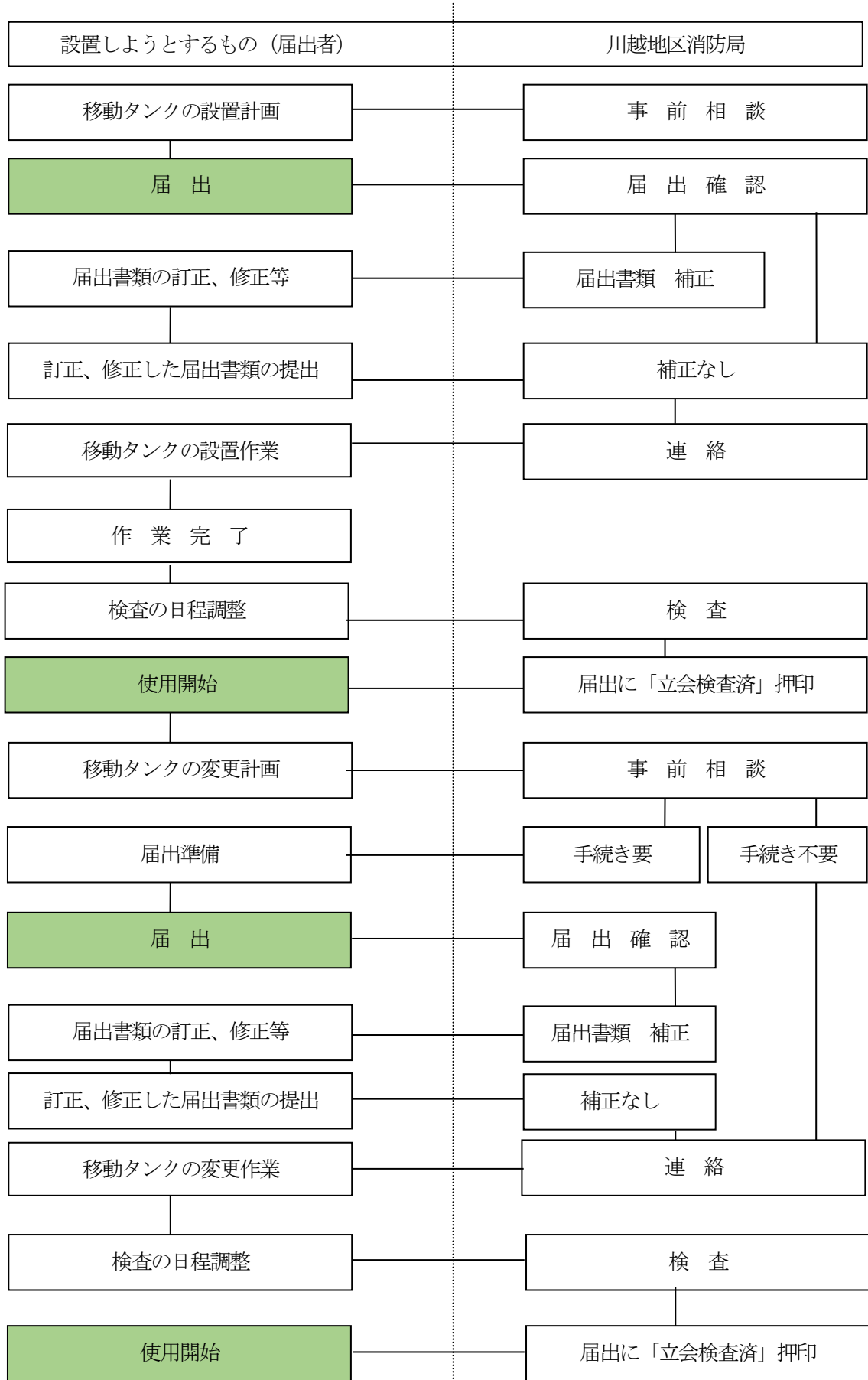


第6章 移動タンク（ミニローリー）

第1 移動タンクの届出（条例第46条）

1 提出書類	様式第22号「少量危険物・指定可燃物貯蔵・取扱い届出書」
2 届出時期	事前に届出が必要
3 手続き可能な方	貯蔵・取り扱う者
4 代理人による手続き	可（委任状必要）
5 手続き方法	直接窓口で申請する。 第2 「手続きのながれ」参照
6 添付書類	次の書類は、正本1部、副本1部 合計2部提出してください。 別紙1「移動タンクの添付書類及び編纂順序」「記入例・記入要領」による
7 手続きにかかる費用	無料です。
8 所要時間の目安	書類の審査には数日必要です。その後、必要に応じて確認を行います。
9 技術上の基準	条例第31条の6 別紙2『移動タンク技術上の基準一覧』による
10 貯蔵取扱基準	条例第31条の2 別紙3『移動タンク貯蔵取扱基準一覧』による
11 検査	持込み検査 別紙4「移動タンク 検査における確認事項」による。
12 変更届出	次の変更事由が生じた場合は、届出の再提出 <input type="checkbox"/> タンクを取替えた場合 <input type="checkbox"/> 車両を取替えた場合 <input type="checkbox"/> 貯蔵する危険物の類、品名、容量が変更される場合 <input type="checkbox"/> 移動タンクの常置場所（駐車場）の位置が変更される場合 <input type="checkbox"/> 計量機付きのタンクで計量機を取替える場合 <input type="checkbox"/> その他、川越地区消防局消防局長が必要と判断する場合
13 その他	届出は、移動タンクに車載しておくこと。

第2 手続きのながれ



移動タンクの添付書類及び編纂順序

- (1) 様式第22号「少量危険物・指定可燃物貯蔵・取扱い届出書」
- (2) 委任状
- (3) 安全データシート（ガソリン、軽油、灯油、重油を除く。）
- (4) 配置図

配置図は、敷地内及び敷地の周囲の状況が判断できる平面図とし、常置場所を図示するとともに、常置場所の周囲の状況が明記されていること。また、建築物の1階に常置する場合は、当該建築物の構造を図示するとともに建築物の構造部の材料を付記すること。ただし、常置場所が敷地内の中央等にあり明らかに敷地外から影響を受けない場合は、敷地内のみを図示した平面図とすることができる。

- (5) 外観三面図
 - ・ 外観三面図は、平面図、側面図(左側)及び後面図とすること。
 - ・ 図面の縮尺は、 $1/50$ から $1/20$ までとすること。
 - ・ 図面には、次に掲げる寸法を記載すること
 - ア 車両の全長、全高及び全幅
 - ・ 図面には、次に掲げるものの名称を図示すること。
 - ア 共通
 - (ア) 注入口、安全装置、底弁ハンドル、検尺口、吐出口、接地導線（材質を付記すること。）
 - (イ) 緊急レバー及び緊急レバー表示
 - (ウ) 「危」の標識
 - (エ) 危険物の類、品名及び最大数量の表示(表示位置を図示すること。)
 - (オ) 消火器

【ホース収納装置を有する移動タンクの場合】

 - (カ) ホース収納装置(ホースボックスを含む。)の取付け位置
 - ・ 外観三面図に記載を要しないもの
 - キャブの詳細、底弁、配管、配管系統図、流量計、切換弁、間仕切板、防波板、タンクの材質・板厚、計器関係

- (6) タンク構造図
 - ・ タンク構造図(タンク本体のみとし、サブフレーム、ホースボックス、当て板、ステー等は除く。)は、平面図、側面図の断面図及び後面図とすること。
 - ・ 図面の縮尺は、 $1/50$ から $1/20$ までとすること。
 - ・ 図面には、次に掲げる寸法を記載すること。
 - ア タンク内側寸法、タンク室寸法(間仕切板間又は間仕切板と鏡板との間)等
 - イ 鏡板張出し寸法、防波板寸法等
 - ウ マンホール及び底弁フランジ取付寸法
 - ・ 図面には、次に掲げるものの名称を図示すること。
 - ア 共通

- (ア) タンク胴板、鏡板及び間仕切板
- (イ) 防波板及び防波板支柱
- (ウ) マンホール及び底弁フランジ
- (エ) 防護枠
- (オ) タンク検査済証取付座(外観三面図に図示することによることもできる。この場合は当該図面への図示は要しない。)
- ・ 図面には、次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 内容積の計算
容積は、リットル単位とし、小数点第 1 位を四捨五入すること。
 - イ 空間容積比の計算
容積比は、パーセントで示し、小数点第 2 位を四捨五入すること。なお、各室毎の空間容積についても記載すること。
 - ウ 防波板面積比の計算
面積比は、パーセントで示し、小数点第 2 位を四捨五入すること。
 - エ 主要構造部名
主要構造部名は、別に欄を設け、主要構造部の名称、個数、材質、板厚等を記載すること。
 - オ タンク前後方向
タンク構造図には、前後方向を矢印で示すこと。
 - カ タンク胴板と鏡板との溶接方法を図示すること。

(7) 配管概要図

- ・ 配管概要図は、平面の概要図とすること。なお、図面には、材質、寸法、固定金具の位置等の記入を必要としないこと。
- ・ 図面には、次に掲げるものの名称を図示すること。
 - ア 弁類(吐出弁、底弁、バイパス弁、切換弁、制御弁等)及び吐出口
 - イ ポンプ
 - ウ 底弁閉鎖装置のレバー及びロッド
 - エ フレキシブルジョイント、ビクトリックジョイント等の特殊な継手
 - オ 流量計
 - カ 油種確認等の特殊な結合金具等
- ・ 図面には、車両の前方向を矢印で示すこと。
- ・ 配管により底弁の損傷を防止するための措置をするものは、その方法を図示すること。なお、前記(2)エの特殊な継手(フレキシブルジョイント、ビクトリックジョイントを除く。)で、かつ、配管以外の方法による場合又はカに掲げる結合金具等を設ける場合には、別にその資料を添付すること。

(8) 安全装置構造図

- ・ 安全装置構造図は、断面図とすること。
- ・ 図面には、主要構造部の名称、材質並びに安全装置の外径、高さ及び弁の孔径、リフトの高さを記載すること。
- ・ 安全弁の有効吹き出し面積の計算式を記載し、小数点第 2 位を四捨五入すること。

(9) 防護枠取付構造図

- ・ 防護枠取付構造図は、マンホール、底弁ハンドル、注入口、注入口ハンドル、安全装置等の附属装置と防護枠との関連を明らかにした防護枠取付箇所の断面図と

すること

- ・ 図面には、主要構造部の名称並びに防護枠の寸法及び附属装置の頂部と防護枠との高さの差のうち、その差の最も小さい箇所の寸法(50 mm以上が確認できるもので可)を記載すること。
- ・ 図面の余白には、マンホールのふた、注入口のふたの材質及び板厚を記載するとともに、保温(冷)等を行う場合には、取付座、補強部材、締付けボルト、断熱材、被覆板等の名称、材質、板厚及び寸法を記載すること。

(10) 底弁及び閉鎖装置構造図

- ・ 底弁及び閉鎖装置構造図は、断面図とし、主要構造部の名称を記載すること。
- ・ 図面には、底弁及び開閉装置の作動説明図(エアードレンについては、エアークレブシステムを含む。)を併記し、作動要領を簡明に記載すること。
- ・ 図面には、緊急レバーの長さを記載すること。

(11) 電気設備概要図

- ・ 電気設備概要図は、原則として可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所で使用されるモーター、スイッチ、照明機器、レベルセンサー等の電気設備の取付位置図及び個々の外観図とする。
- ・ 図面には、主要構造部の名称及び可燃性蒸気に引火しない構造の規格等があるものについては、それを記載すること。ただし、別に添付することもできる。

(12) 注入ホース構造図 (注入ノズル組立図含む。)

- ・ 注入ホース構造図は、注入ホース(ノズル、ホース収納装置を有する移動タンク貯蔵所にあつては、ホース収納装置(ホースボックスを除く。)、ノズルを含む。)の断面図とし、主要構造部の名称を記載すること。
- ・ 図面の余白には、主要構造部材名及び材質を記載すること。
- ・ 静電気に対して導電性を有するものは、その主要構造等を明記すること。

(13) 静電気除去装置構造図

- ・ 静電気除去装置構造図は、断面図とし、主要構造部の名称及び主要寸法を記載すること。
- ・ 図面の余白には、主要構造部材名及び材質を記載すること。

(14) タンク取付方法

(15) 安全装置検査済証

(16) 消火器仕様書

(17) 消火器ケース仕様書

(18) タンク検査済証の写し

(19) 自動車検査証の写し

(20) 車庫証明の写し

(21) その他

記入例

様式第22号(第18条第1項関係)

(1) 少量危険物
~~指定可燃物~~ 貯蔵・取扱届出書

(2)〇〇年〇〇月〇〇日				
(3)川越地区消防組合 消防長 様				
(4)届出者 住 所 川越市〇〇 〇〇丁目〇〇番地〇〇 (電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇) 氏 名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇				
貯蔵又は取扱いの場所	(5)所在地	川越市〇〇 〇〇丁目〇〇番地〇〇		
	(6)名称	〇〇株式会社 〇〇給油所内 〇〇駐車場B-5		
(7)類、品名及び最大数量	類	品名	最大貯蔵数量	一日最大取扱数量
	第4類	第2石油類 (非水溶性) (軽油・灯油)	980ℓ (0.98倍)	500ℓ (0.50倍)
(8)貯蔵又は取扱い方法の概要	車両に固定したタンクにて危険物を貯蔵及び移送し、移動タンクに設置した給油ノズルで(危険物の容器詰替え・「重機」「燃料タンク」に給油)を行う。			
(9)貯蔵又は取扱い場所の位置、構造及び設備の概要	危険物を収納したタンクを車両に固定する。常置場所は別紙見取図のとおりであり、車両の見やすい位置に0.3㎡の「危」と表示した標識を掲げる。その他の構造や設備は別紙のとおり			
(10)消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要	ABC粉末消火器(自動車用) 10型 1本			
(11)貯蔵又は取扱い開始予定年月日	【予定期日の場合】〇〇年〇〇月〇〇日 【予定期間の場合】〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日			
(12)その他必要事項	【新規の場合】新規届出 【変更の場合】〇〇年〇〇月〇〇日 第〇号届出の変更 変更内容は別紙参照			
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

- 備考 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
2 ※印の欄には、記入しないこと。
3 貯蔵又は取扱い場所の見取図を添付すること。

少量危険物・指定可燃物 貯蔵取扱い届出書の記入要領

項目	記入要領
(1) 届出種別	届出区分に応じ不要な方を抹消線で抹消してください。
(2) 年 月 日	届出日を記入してください。
(3) あ て 先	宛先は「川越地区消防組合 消防長」となります。
(4) 届 出 者	移動タンク内の危険物を貯蔵取扱いをしようとする者の住所、氏名、電話番号を記入してください。(※押印不要です) 法人にあっては法人の所在地、名称、電話番号及び代表者の職、氏名を記入してください。(※押印不要です)
(5) 所 在 地	移動タンクの常置場所の地名地番を記入してください。
(6) 名 称	貯蔵又は取扱いをする場所の名称を記入してください。
(7) 類・品名及び最大数量	消防法別表に定められている類、品名を記入し品名には(○○○)として物品名も記入してください。 貯蔵又は取扱い物品の最大貯蔵数量、一日最大取扱い数量を記入してください。 (例) 第四類 第二石油類(灯油) 980ℓ
(8) 貯蔵又は取扱い方法の概要	貯蔵又は取扱い方法の概要を具体的に記入してください。
(9) 貯蔵又は取扱い場所の位置、構造及び設備の概要	貯蔵又は取扱い場所の位置、構造及び設備の概要を具体的に記入してください。 設備の仕様書等がある場合は「※別紙参照」とし仕様書等を添付してください。
(10) 消防用設備等の概要	設置する消防用設備等の種類と数量を記入してください。
(11) 貯蔵又は取扱いの開始予定期日又は期間	貯蔵又は取扱いの開始予定期日又は期間を記入する。
(12) その他必要な事項	新規なのか変更なのかを確認して記入してください。

別紙	2
----	---

移動タンク貯蔵・取扱い技術上の基準（第31条の6）

該当条項	技術上の基準	適 否
条例 31の6-1	火災予防上安全な場所に常置する	適・否
条例 31の6-1	タンクの厚さ 3.2mm 以上の鋼板	適・否
	材質 同等以上の機械的性質を有する材料	適・否
	気密に造る（10分間行う水圧試験で漏れ・変形がない）	適・否
	圧力タンク以外 70kPa の圧力	適・否
	圧 力 タ ン ク 最大常用圧力の 1.5 倍の圧力	適・否
条例 31の6-1	タンクはUボルト等で車両のシャーシフレーム等に強固に固定	適・否
条例 31の6-1	安全装置の作動圧力	
	常用圧力が 20kPa 以下のタンク：20kPa を超え 24kPa 範囲の圧力 常用圧力が 20kPa を超えるタンク：常用圧力の 1.1 倍以下の圧力	適・否 適・否
条例 31の6-1	タンク 4,000ℓ以下ごとの間仕切板	
	厚さ 3.2mm の鋼板 同等以上の機械的性質を有する材料	適・否 適・否
条例 31の6-1	間仕切部分のタンク室にマンホール・安全装置を設置	適・否
	防波板を設置（タンク室の容量が 2,000ℓ以上のもの）	
	厚さ 1.6mm 以上の鋼板 同等以上の機械的性質を有する材料	適・否 適・否
条例 31の6-1	マンホール・注入口のふた	
	厚さ 3.2mm の鋼板 同等以上の機械的性質を有する材料	適・否 適・否
条例 31の6-1	防護枠（タンク転倒等による附属装置の損傷の防止） ※ マンホール・注入口・安全装置等が上部に突出しているタンク	適・否
条例 31の6-1	タンク下部に排出口を設ける場合	
	排出口に非常時直ちに閉鎖できる弁等を設置 弁等の直近にその旨を表示	適・否 適・否
条例 31の6-1	タンクの配管は先端部に弁等を設置	適・否
条例 31の6-1	タンク附属装置の電気設備は可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは可燃性の蒸気に引火しない構造	適・否

該当条項	技術上の基準	適否
	他のタンクに液体の危険物を注入するときの注入方法	
条例 31の6-1	他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結	適・否
	注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル (手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く)	適・否
条例 31の6-1	タンクから液体の危険物を容器に詰め替えない 例外：安全な範囲の注油速度で手動開閉装置付き注入ノズルで引火点が40度以上の第4類の危険物を容器に詰め替える場合	適・否
条例 31の6-1	静電気災害のおそれのある危険物を取り扱うときタンクを有効に接地（ローリーアースの設置）	適・否
条例 31の6-1	静電気災害のおそれのある危険物	適・否
	タンク上部から注入するときは注入管を用いる 注入管の先端をタンクの底部に着ける	適・否
※ 第31条の6の基準		
条例 31の6-1	タンク外面にさび止めの措置 ※ ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼等不要	適・否
11	危険物をタンクへ収納する場合は、当該タンクの容量を超えない	適・否
	消火器（自動車用）	適・否

別紙	3
----	---

移動タンク貯蔵取扱基準一覧

該当条項	貯蔵・取扱いの基準
条例 30-1	危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
条例 30-2	危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
条例 30-3	危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。
条例 30-4	危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。
条例 30-5	危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
条例 30-6	危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。
条例 31-2	危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合には、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行うこと。
条例 31-3	危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行うこと。
条例 31-4	危険物は、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱うこと。
条例 31-5	危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が增大しないように必要な措置を講ずること。
条例 31-6	危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと。
条例 31-7	可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。
条例 31-9	接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。
条例 31-11	危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所で行うこと。
条例 31-16	危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。 イ 液体の危険物にあつては危険物規則別表第三の二の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。 ロ イの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第三十九条の三第二項から第六項までの規定の例による表示をすること。

別紙	4
----	---

移動タンク 検査における確認事項

確認箇所	確認事項	確認方法	確認図書
□常置場所	□常置するスペースの周囲の状況が安全な場所であること。	目視	配置図
□タンク容量	□タンクの寸法	実測	タンク検査済証
□タンク	□材質、□板厚	目視	タンク検査済証
□タンク固定状況	□金具のゆるみのない	目視	
□タンク間仕切り	□寸法、□材質、□板厚	実測・目視	タンク検査済証
□マンホール	□各室の設置状況、□材質、□板厚	実測・目視	防護枠取付構造図
□安全装置	□圧力を行政庁の検査証又はメーカーなどの試験結果から確認 □安全装置の吹き出し有効面積	目視	試験結果報告書 安全弁構造図
□防波板	□マンホール等から□構造、□取付状況	目視	タンク構造図
□防護枠	□寸法、材質	目視	防護枠取付構造図
□錆止め	□施工状況	目視	
□底弁	□マンホール等から構造等	目視	
	□タンク内に水を張り、底弁からの漏れを確認する。 □底弁を開放し水を流出後、緊急レバーにより底弁を閉鎖し流水の停止確認 ※この場合水を張るタンク室は1室で足りる。	機能検査	
	□エア一式底弁は、作動試験	作動試験	底弁構造図
□手動開放装置	□表示位置、□記載内容	目視	閉鎖装置構造図
□底弁損傷装置	□配管の形状 □緩衝継手の取付状況	目視	配管概要図

□先端弁	□設置状況 □手動開放装置の作動確認時に合わせて吐出弁からの漏れを確認	作動確認	配管概要図
□電気設備	□防爆性能 □金属製保護箱の収納状況 □キャブタイヤケーブルの使用 □金属管、フレキシブルチューブ等の保護状況	目視	電気設備概要図
□接地導線(アース)	□導線被覆、□クリップなどの取付状況、□巻取り装置等の状況 □テスター等により導通状況	導通試験・目視	全体図
□注入ホース	□製造年月日等の表示、□材質、□弾性、□強度、□損傷状況等、 □結合金具の構造等 □ネジ式金具の結合ねじ山数	目視	注入ホース構造図
	□導通を要するホースは、テスター等により導通を確認	導通試験	
	□給油ノズルの材質	目視	給油ノズル構造図
□検尺棒	□マンホール等から構造	目視	構造図
□標識	□大きさ、□材質、□視認性	目視	外観三面図
□消火設備	□消火設備は、容易に取出しのできる場所であること。 □消火器であることの表示及び箱又は覆いの状況 □型式認定番号(消第〇〇号) □自動車用消火器であるか確認	目視	外観三面図 消火器仕様書

川越地区消防局 予防課

検査日までに提出	□車検証		
	□安全弁の試験結果報告書		
	□車庫証明(自動車保管場所照明申請書に証明日、番号、警察署長の押印があるもの)		